

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年8月29日付けで行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性及び不当性を主張しているものと解される。

そもそも、本件処分通知書はいまだ請求人に交付されていない。本件処分の理由も示されていない。この点で本件処分は、違法である。

また、従前より、請求人は担当職員から暴言を受けるなどして、精神的に疲弊していた。このような状況で、担当職員から生活保護を継続するか否か迫られ、やむを得ず廃止していいと返答したものである。

したがって、本件処分は、違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月14日	諮問
平成31年1月24日	審議（第29回第3部会）
平成31年2月26日	審議（第30回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。そして、同条2項は、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。民法877条1項は、直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務があると定めている。
- (2) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。「厚生労働大臣の定める基準」とは、具

体的には、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）であるとされている。

- (3) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。
- (4) 法10条によれば、保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている（世帯単位の原則）。
- (5) 法26条によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10・問12（答）2(1)によれば、「保護を要しなくなったとき」とは、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」とされている。
- (6) 「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）問7-19-3によれば、職業訓練受講給付金が支給された場合、生活保障のための給付金であることから、次官通知第8-3-(2)-アに基づき「その他公の給付」として取り扱い、その実際の給付額を収入として認定するものと

されている。

- (7) 行政手続法 14 条 1 項によれば、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならないとされ、同条 3 項によれば、不利益処分を書面でするときは、その理由の提示は書面によりしなければならないとされている。

この理由提示の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えることにあるとされ、提示する理由の程度は、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきであるとされている（最高裁判所第三小法廷平成 23 年 6 月 7 日判決（最高裁判所民事判例集 65 卷 4 号 2081 頁・裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載）参照）。

2 本件についての検討

請求人と長男は同一世帯に属することが認められるため、これを前提として本件処分を検討する。

請求人の属する世帯の平成 29 年 8 月分の最低生活費は、保護基準に基づく生活扶助 119,030 円、住宅費 64,000 円、保護を脱した場合に負担することとなる国民健康保険料 2,889 円、医療費（3割負担）14,356 円（4月から6月までの3か月間の実績の平均額）及び自立支援限度額（2名分）5,000 円の計 205,275 円である。

請求人の属する世帯の平成 29 年 8 月分の収入額は、長男の就労収入 249,249 円及び請求人が受講した職業訓練受講給付金 100,000 円から必要経費等を控除した額の計 280,201 円に前回要否判定において収入充当額から最低生活費の額を

減じた額 93,303 円を加えた額である 373,504 円である。

以上より、請求人の属する世帯の平成 29 年 8 月分の収入額は最低生活費を上回っていることが認められる。また、収入は、長男の就労収入及び請求人の職業訓練受講給付金によるもので、定期収入の恒常的な増加により、以後特別な理由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められる。

また、本件処分通知書については、未送達により処分庁に返送された等の事実は認められないため、請求人に送達されたと推定することができ、これを覆すに足る事実は特段認められない。

さらに、本件処分通知書には、決定理由として「働きによる収入増加・取得により最低生活維持可能のため」と記載され、また、判定に用いた最低生活費の額と収入充当額が記載されている。この記載から、収入増加により生活保護の必要がなくなったために保護が廃止されたこと、及び処分庁が判断に用いた金額が把握できるため、この記載は、相手方の不服申立てに便宜を与えるという趣旨に適っているものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、担当職員への返答の経緯について述べているが、このような経緯は本件処分の適法性及び妥当性に関する判断を左右するものではないといわざるを得ない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成